

消費生活相談 の現場から

消費税率変更後のトラブル

消費税が8%になって2か月が過ぎました。代表的な相談内容についてご紹介します。

<事例①>

消費税が8%になる前から、あるスーパーは税抜きの価格表示をしている。総額表示をしなければいけないはずだが、総額表示をすると値段が高くなったように思われるから、税抜き表示にしているのではないか。

<アドバイス>

二度にわたる消費税の引き上げが予定されているので、価格の付け替えなどの事務負担を軽減するために「総額表示義務の特例」があります。平成29年3月31日までは、税込み価格であると誤認されないための措置を講じていけば、よいことになっています。つまり、下記のように消費者の目につく店内の壁やレジの近くに分かりやすく税抜き価格であることが表示してあればよいこととなります。

店内全て税抜き価格です。消費税分はレジにて請求させていただきます。

表示例

なお、5%の税込み価格の商



品が混在している店舗もあります。この場合も値札や店内にその商品が旧税率の税込み価格であることがはっきりと分かるように表示すればよいことになっています。

<事例②>

あるスーパーは消費税計算後の端数を切り上げている。他のスーパーは切り捨てているのに、そのような表示をするのはおかしい。このスーパーは消費税が5%に上がるときも切り上げて表示していたので、注意してほしい。

<アドバイス>

端数処理の方法は消費税法に規定がありませんので、それぞれの事業者の判断にゆだねられています。したがって、消費税計算後の端数の処理方法は、「切り上げでも切り捨てでもよい」ということとなります。

問合せ 消費生活センター ☎ 495・6212 (相談専用)



清瀬の風俗や郷土文化、伝統などを写真やイラストとともに紹介します。

キヨセ ケヤキロードギャラリー作品紹介その2

新緑の美しいけやき通りを、一層華やかに見せている「キヨセ ケヤキロードギャラリー」。今回は、動物をモチーフにした作品2点をご紹介します。

問合せ 郷土博物館 ☎ 493・8585

①「若いキリン・堅い土」 1985年制作・ブロンズ／独特の凹凸のある肉付のなかにも、しなやかさを感じさせる作風がうかがえます。

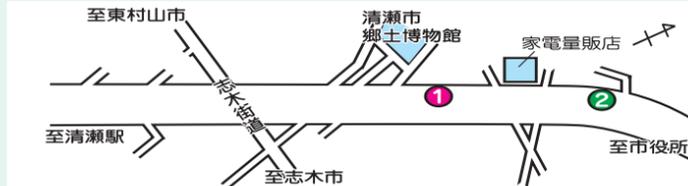


【作者紹介】

淀井 敏夫 (1911～2005)

東京美術学校彫刻科を卒業。第1回平櫛田中賞、第58回二科展で内閣総理大臣賞、日本芸術院賞などを受賞。人物像のほか海や鳥をモチーフとした具象彫刻を制作した。

作品配置場所



②「追想・・・町をゆきて」 1985年制作・ブロンズ／私にとって馬は、我々の存在の不連続性とその限界「死」を越え、生と時間の連続性を象徴する。(作者による制作意図より抜粋)



【作者紹介】

マリオ・チェロリ (1938～)

イタリアのキエーティ生まれ。ローマの美術研究所で、レオンチッロ、ファッツィーニ、コッラに師事。彫刻だけでなく多くの舞台装飾の仕事も行っている。

地域の“チカラ” の向上プロジェクト

最近、自治会の運営について、さまざまな不安な声を聞くようになりました。

そのため、3月末に当市の各自治会がどのような状況にあるのかを把握する目的で、市内186自治会を対象とした自治会実態調査を行いました。その調査に寄せられた声として一番多かった答えが「自治会の高齢化の進行」でした。

では、自治会高齢化対策として、どんなことがあげられるでしょうか。

①自治会活動に参加できない人へのフォローを大切に

参加したくても仕事の都合などで参加できない人もいますので、活動したことをまとめた会報やチラシなどで伝えるのも一つの方法です。また、自治会の継続のためには若い世代が必要となりますので、ホームページやSNSなどを利用して、若い世代向けに情報を発信している自治会もあるようです。

②役員を決めるときに各世帯の状況に応じた配慮を

自治会役員のイメージとして、当番が輪番制で回ってくる

「自治会高齢化 解決への道」

ことがあり、それが負担に感じる人もいます。「当番の人がやる」から「みんなで協力してやる」という形が高齢者や子育て世代にとって、無理なく自治会に参加できる環境になるのではないのでしょうか。

現在、ほとんどの自治会が元氣な高齢者の方に支えられています。今まで仕事一筋だった人が退職をきっかけに、地域活動に参加し、自治会活動にも積極的にかかわることが、地域の原動力となっています。

地域に詳しいベテラン会員とこれまでとは違った新しい視点から考えることのできる若手会員が協力し合うことで、今後も自治会が地域組織として存続していけると考えられます。

問合せ 企画課市民協働係

円卓会議の開催日程

- 芝小・四小＝7月22日(火)午後2時～4時、四中会議室1
- 三小＝6月18日(水)午後6時～、三小被服室
- 六小＝決定次第、市ホームページなどでお知らせします。
- 七小＝6月14日(出)午後2時～4時、七小大会議室

健康ナビ

■食育基本計画と食育月間

近年、私たちを取り巻く食環境は大きく変化し、生活習慣病の増加、不規則な食事、食の安全性などさまざまな問題が生じています。こうした食を巡る現状に対処し、食育を国民運動として推進するため平成17年6月に「食育基本法」が制定され、そのなかで6月は食育月間として定められました。

■身近なところからの食育

食育とは、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識や「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる人を育てることです。まずは一人一人が生活を見直し、「規則正しい生活を送る」「朝ごはんを食べる」「野菜をたっぷり食べる」など、望ましい食生活を送ることが大切です。おとなは生活習慣病を予防し、生涯にわたって健康でいきいきとした毎日を過ごすことができます。また、実践を通じて子どもたちへ食の大切さを伝える役割を担っています。子どもは食事の準備や片付けのお手伝い、農作物の手入れや収穫などの体験を通じて生きる力や

6月は食育月間 ～子どもからおとなまで みんなで食育～

喜びを学び、それらが食育へとつながります。

■市の主な取り組み

今年度は年代別に目標を掲げ、「きよせ子どもの食ネットワーク会議」を中心に、各分野で取り組みを行っていきます。

- ◎かんたんレシピの紹介
- ◎食に関する授業
- ◎園児への年齢別指導
- ◎地域を対象にしたひろば事業
- ◎食育出前講座
- ◎各学校、保育園給食の地場野菜利用の拡充 など

■きよせ食育展

平成23年より「きよせ食育展」を開催し、日ごろの食育活動を紹介する展示や学校給食試食会などを行っています。今年は11月に開催予定ですので、ぜひお越しください。

問合せ 健康推進課

かんたん！おすすめレシピ集

市ホームページで紹介したレシピをレシピ集にしました。市内の各学校や保育園、公共施設に閲覧用を置き、ご希望の方には健康推進課窓口にて配布しています。ぜひご覧ください。(6月中。数に限りがあります)